

住民税（均等割）の非課税相当限度額について

令和3年度の住民税（均等割）が課税されている方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、年間の収入見込みが下記の＜住民税（均等割）の非課税相当限度額早見表＞以下となった方は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給要件の所得要件である「家計急変者(対象者④)」に該当します。

＜住民税（均等割）の非課税相当限度額早見表＞

世帯の人数	家族構成例	非課税相当収入限度額
2	夫(婦)+子1人	156.0万円
3	夫婦+子1人	205.7万円
4	夫婦+子2人	255.7万円
5	夫婦+子3人	305.7万円
6	夫婦+子4人	355.7万円
7	夫婦+子5人	400.0万円
8	夫婦+子6人	443.8万円

※世帯の人数は、申請者本人、生計同一配偶者（収入金額103万円以下の者）、扶養親族（16歳未満の者も含む）の合計人数となります。